

千葉県高体連 危機管理マニュアル



千葉県高等学校体育連盟

令和7年4月

千葉県高体連危機管理マニュアル<目次>

はじめに

第1章 緊急事案発生に備えて

1 緊急時対応の基本的な考え方

- (1) 対象とする緊急事案 1
- (2) 緊急事案に備えての事前確認 1
- (3) 運営本部の情報共有 1
- (4) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止 1
- (5) 大会の中止・中断及び再開等の協議・判断 2
- (6) 最終判断者 2
- (7) 報道機関への対応 2
- (8) 個人情報の取り扱い 2

2 大会等の中断・順延・中止等の決定 3

3 大会実施の判断基準の目安 4

4 緊急事案発生時における連絡体制 6

5 1日単位の競技運営の流れ 7

5 報道機関への対応

- (1) 報道対応への体制づくり 13
- (2) 個人情報の取扱い 14

第3章 緊急事案発生後の対応

1 事故報告書の作成・事故後の対応

- (1) 事故報告書 15
- (2) 負傷者等への対応 15

2 事故原因の究明及びマニュアルの評価改善

- (1) 事故の原因究明 15
- (2) 危機管理マニュアル等の評価改善 15

3 見舞金及び傷害・賠償責任保険

- (1) 傷害等見舞金 15
- (2) 役員対応保険・賠償責任保険 15

第2章 緊急事案発生時の対応

1 傷病者への対応

- (1) 負傷 8
- (2) 熱中症 8
- (3) 感染症 9

2 自然災害への対応

- (1) 荒天 9
- (2) 地震 9
- (3) 火災 10

3 会場での対応

- (1) 不審物等 11
- (2) 交通事故 12
- (3) 撮影 12
- (4) 一般観覧者等とのトラブル 12
- (5) 禁止行為等 12

4 避難誘導への対応

- (1) 避難経路の確認 13
- (2) 避難誘導方法の周知と体制の整備 13
- (3) Jアラート発令時の対応 13

【様式・資料】

- 緊急対応報告書（様式1） 16
- 事故報告書（様式2） 17
- 事故報告書（大人数） 18
- 熱中症予防体調チェックシート（様式3） 19
- 傷病者発生における対応フロー 20
- 地震（震度4以上）における対応フロー 21
- 火災における対応フロー 22
- 不審物等における対応フロー 23
- 大会会場等における持込禁止物・禁止事項（参考） 24
- 千葉県高等学校体育連盟傷害等見舞金規程 25
- 千葉県高等学校体育連盟傷害等見舞金請求書 27
- 傷害等証明書 30
- 千葉県高体連加入任意保険 34
- 千葉県高等学校体育連盟主催大会における個人情報
及び肖像権に関わる取り扱いについて 35

はじめに

このマニュアルは、千葉県高等学校体育連盟が主催する体育・スポーツ大会及び講習会・研修会（以下、「大会等」という）において、参加者、役員、観客（以下、「参加者等」という）に重大な被害が及ぶ恐れのある、火災、災害、事故や事件などのあらゆる危機を未然に防止し、また、万が一発生した場合に、的確かつ迅速な対応で被害を最小限に食い止め速い復旧と再発防止の必要な事項を定め、生命及び健康を守ることを目的とする。

第1章 緊急事案発生に備えて

1 緊急時対応の基本的な考え方

（1）対象とする緊急事案

千葉県高体連が主催する「大会等」において、以下の緊急事案が発生した場合には、運営本部は現場において迅速に適切な対応を取るとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

- ① 自然災害(大雨・暴風・大雪・地震等)が発生した場合
- ② 人的災害(火災・事故・不審物等)が発生した場合。
- ③ 傷病者が発生し、医療機関への搬送が必要な場合
- ④ その他大会運営に支障が生じる事案が発生した場合

（2）緊急事案に備えての事前確認

- ① 運営本部は、大会等の会場における危険箇所、避難経路・非常口、避難場所、消火器、屋内消火栓、及びAED等の設置場所及び使用方法の確認を行うとともに、役員・係員・補助員等に周知する。
- ② 運営本部は、事件・事故の未然防止のため、大会等の参加者等に対して避難経路の周知や、盗難防止、熱中症の予防などについて啓発活動を行う。
- ③ 運営本部は、大会等の会場における警備体制（雑踏整備、盗難防止、撮影許可等）を整え、警察との連絡体制を整備する。
- ④ 仮設物等の会場設営については、安全対策を十分に行う。（テント設営における強風対策等）
- ⑤ 運営本部は、大会等の会場に救護所を設置し、救護所に救護担当者（教員等）、医薬品、医療器具等を配備する。
- ⑥ 運営本部は、役員・係員・補助員等の緊急連絡体制を整備するとともに、大会の中止・中断・順延等の措置を取る場合の判断の手順や参加者等への周知方法を決定しておく。

（3）運営本部の情報共有

運営本部は、各種情報（気象・防災関連情報等）を収集し、情報を共有する。

（4）参加者の安全確保及び被害の拡大防止

運営本部は、緊急事案が発生した場合、事実関係を確認の上必要に応じて関係機関に通報して参加者等の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(5) 大会等の中止・中断及び再開等の協議・判断

運営本部は、緊急事案が発生した場合、事実関係を確認の上必要に応じて関係機関と協議を行い、大会等の順延、中断、中止、入場者の制限、避難及び再開等の対応を行う。

(6) 最終判断者

大会等に係る緊急時対応の最終判断は、必要に応じて高体連事務局と協議し、専門部長が行う。

(7) 報道機関への対応

運営本部は、必要に応じて高体連事務局と協議し、速やかに報道提供資料を作成し、情報提供を行うとともに、報道機関からの問合せに対応する。

(8) 個人情報の取り扱い

運営本部は個人情報の取り扱いについて「千葉県高等学校体育連盟主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」（P 3 0 参照）に準拠して取り扱う。

2 大会等の中断・順延・中止等の決定

大会等の中断・順延・中止等の決定フロー

大会等の順延・中断・中止等を検討しなければならない状況

- ・参加者等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる事態が発生した場合または発生するおそれがある場合
- ・事件、事故等により大会等の運営に支障が生じる事態が発生した場合または発生するおそれがある場合

関係者招集・情報入手

運 営 本 部（現 地 対 策 会 議）

専門部長、委員長、副委員長、常任委員等

※態度決定は原則専門部長、不在の場合には、専門部長が委任する者

報告 ※必要に応じて協議
緊急対応報告書（様式1）

千葉県高体連事務局

会長、副会長、専務理事、事務局長

報 告

態度決定

千葉県教育委員会

広報

HP 等を使い態度を周知

※事前に参加者に連絡方法を周知しておくこと

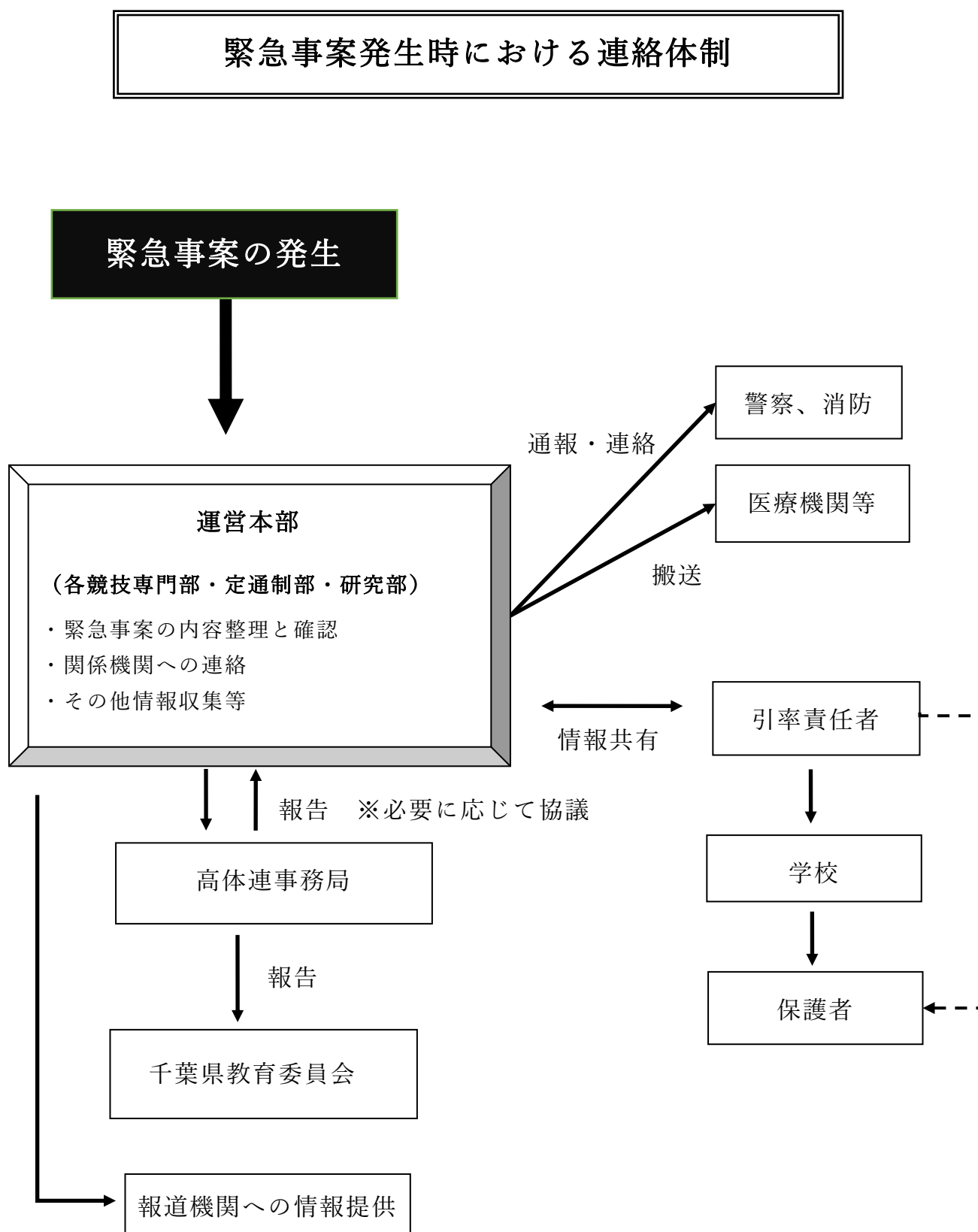
3 大会実施の判断基準の目安

事 象	対 応	判 断 基 準
荒天時	実施態度について検討、決定	事前に設定した時刻において、競技開催地域に大雨、洪水、暴風または大雪等の特別警報または警報が発表されている場合、または発表が見込まれる場合。
落雷	中 断 (屋外競技)	・雷注意報が発表され、稲光が感知できる場合 ・積乱雲が成長し、厚い黒雲が頭上に広がり、雷鳴が聞こえる場合
	再開可	晴れ、うす曇りで、30分以上雷鳴や稲光を感知しなくなり、今後の予報を確認し、落雷の恐れが無くなったことが判明した場合
竜巻	中 断 (屋外競技)	竜巻注意報が発表され、積乱雲が近づく兆候が確認された場合
	再開可	竜巻注意報の発表から当該情報の有効期間を経過し、あらためて竜巻注意報が発表されない場合
光化学オキシダント	中 断 (屋外競技)	①警報、重大緊急警報が発令された場合 ②光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合
	再開可	〈①の場合〉 警報が解除された場合 〈②の場合〉 健康被害が光化学オキシダントによるものではないと判断された場合
微小粒子状物質 (PM2.5)	必要に応じ、実施態度を検討、決定	注意喚起情報が発令された場合
地震	中 断	・震度4以上が発生した場合 ・緊急地震速報が発表された場合 ・施設・設備に被害が発生した場合
	再開可	被害の発生が無く、施設・設備の安全が確認された場合
津波	中 断 (臨海部)	①津波注意報以上が発表された場合 ②避難勧告・避難指示が発令された場合
	再開可	〈①の場合〉 津波警報及び大津波警報が解除された場合 〈②の場合〉 避難勧告・避難指示が解除された場合
火災	中断・中止	火災が発生し、競技の続行が困難と判断される場合
	再開可	警察・消防を含め、運営本部において協議し、競技再開可能と判断される場合
爆破予告・ネット犯罪予告等・不審物発見	中 断	①爆破予告、ネット犯罪予告等があった場合 ②不審物等が発見された場合
	再開可	警察・消防を含め、運営本部において対応を協議し、競技再開可能と判断される場合
全国瞬時警報システム (Jアラート)	中 断	Jアラートによる情報伝達があった場合
	再開可	運営本部において対応を協議し、競技再開可能と判断される場合

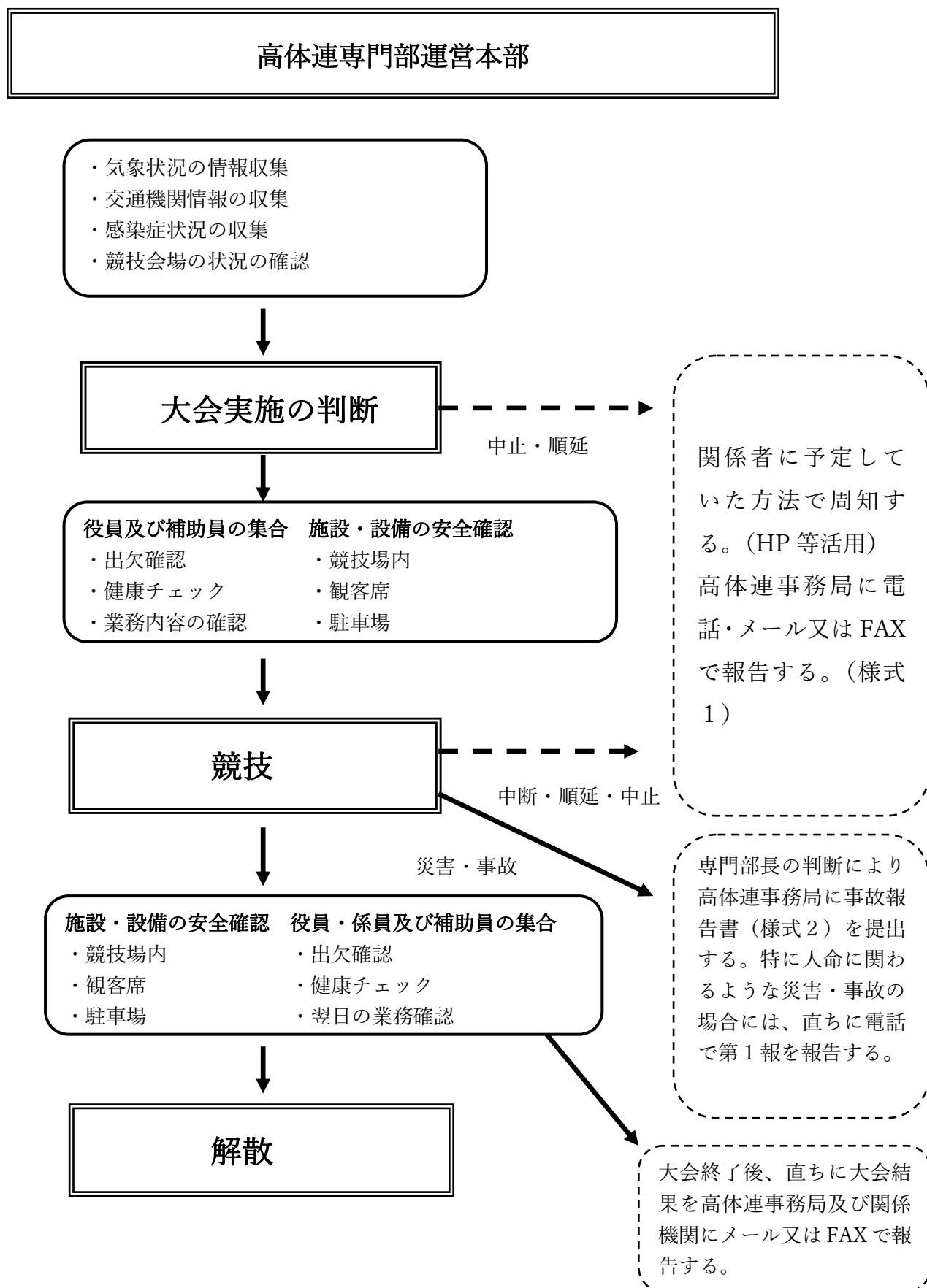
気象情報・交通情報等の入手方法

情報	情報元
防災総合情報 （千葉県内における防災 総合サイト） ・気象情報 ・防災情報 ・交通情報 ・ライフライン情報	千葉県防災ポータルサイト http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/
天気全般 （大雨・暴風等）	銚子地方気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/choshi/
気象・防災関連情報 （台風・地震・紫外線）	気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jma/index.html
光化学オキシダント・ PM2.5	環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 https://soramame.env.go.jp
道路情報	日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/
熱中症指数 （W B G T）	環境省熱中症予防情報サイト http://www.wbgt.env.go.jp/

4 緊急事案発生時における連絡体制



5 1日単位の競技運営の流れ（実施フロー）



第2章 緊急事案発生時の対応

1 傷病者への対応

(1) 負傷

ア 救護係員の配置

運営本部は、救護所に救護係員（教員等）を配置し、負傷者の応急処置にあたる。（医師・看護師等がいる場合は協働して）

イ 応急処置の実施

大会役員及び係員等は負傷者が発生した場合、負傷者を救護所へ移送する。ただし、症状により負傷者を動かせない場合はその場で手当を行う。会場内救護所では応急処置のみを行う。

ウ 傷病者の搬送

救護係員は、負傷者の症状により医療機関への搬送が必要と認めた場合、運営本部と協議し、直ちに消防機関に通報を行う。負傷者を医療機関に搬送する場合、救護係員は、負傷者等（傷病者とその同行者）の氏名と連絡方法等を聴取する。なお、負傷者の受診後の状況及び処置結果を運営本部へ連絡するよう同行者に依頼する。

エ 負傷者の記録と報告

運営本部は、負傷者を搬送した場合、または、医師、看護師等の処置を受けた場合、専門部長の判断により「事故報告書」（様式2）に必要事項を記載し、速やかに高体連事務局に報告する。特に、人命に関わるような重大な事故に関しては、事故発生時の状況や、いつ、だれが、どのように対応したかを詳細に記録しておく。

(2) 熱中症

ア 予防啓発と対策

運営本部は、大会等の開催前に顧問会議等を通じて選手等の体調管理の指導を促すとともに、大会等のプログラム、会場内の掲示物や放送等を活用し、参加者等への指導・啓発に努める。

イ 発生時の対応

運営本部は、熱中症の疑いがある参加者等が発生した場合、「1－（1）負傷者への対応」に沿って同様に対応する。

ウ 暑熱環境下への対応（空調が完備された屋内施設で開催される大会は対象外）

(ア)各会場に WBGT 計の設置と熱中症対策の情報発信

a WBGT 28℃以上になった場合は、会場に公表をする。

b 熱中症対策の啓発と安全管理に関わる情報を発信する。

(イ)救護場所の設置

風通しの良い日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置する。

(ウ)一時救命処置保持者の常駐

心肺蘇生法及び AED の一時救命処置に係る救急救命の講習を受けており、一時救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者を常駐させる。

エ 熱中症警戒アラート発令時（事前発令も含む）の対応

（空調が完備された屋内競技施設で開催される大会は対象外）

(ア)熱中症警戒アラート発令に関する情報収集

事前にアラートが発令された場合は、参加校へ伝達する。開催中に発令された

場合は、会場内で公表をする。

(イ) 場内アナウンス及び掲示物等による熱中症対策の啓発と安全管理に関わる報発信
熱中症予防に関する注意喚起の場内アナウンスやポスター掲示等行う。

(ウ) 待機時における暑熱環境回避対応

a 直射日光を浴びる場所や熱のこもる場所に生徒を長時間待機させない。

b 必要に応じ、屋内競技では送風機等の準備、屋外競技ではテント設営などを検討する。

(エ) 大会当日における健康チェックの実施（事前発令時）

参加各校は、大会当日朝に参加生徒に対し、第3号様式を用いて熱中症予防に係る健康観察を行う。

WBGT（熱中症指数）詳細については、環境省熱中症予防情報サイト（P4 参照）にて確認すること。

(3) 感染症（はしか、インフルエンザ等）

ア 予防啓発

運営本部は、大会等の開催前に顧問会議等を通じて選手の体調管理の指導を促すとともに、大会等のプログラムや会場内の掲示物等を活用し、大会等の参加者等への啓発に努める。

イ 発生時の対応

運営本部は、感染症の疑いがある参加者等が発生した場合、「1－(1) 負傷者への対応」に沿って同様に対応する。また、感染の拡大を防ぐために、感染症の疑いがある参加者等を他の参加者等から隔離する。

2 自然災害への対応

(1) 荒天

ア 実施態度決定時刻・連絡方法の設定

運営本部は、大会等の開催の可否について事前に実施態度を決定する時間や連絡方法を決定しておく。

イ 情報収集

運営本部は、テレビ・ラジオ・インターネット等により暴風警報や台風等の気象情報を確認・収集する。（P 5 参照）

ウ 発生時の対応

運営本部は、実施態度決定時刻に暴風特別警報、大雨特別警報、暴風警報、大雨警報又は洪水警報が発表されている場合若しくは、発表されることが予測される場合、公共交通機関の運休状況や参加者等の安全等を考慮し、実施等の態度を決定する。（P 3 参照）

エ 実施態度の周知

運営本部は、大会等の中止及び延期が決定した場合、事前に決定していた連絡方法で参加者に周知する。

(2) 地震

ア 緊急地震速報への対応

運営本部は、気象庁から緊急地震速報が発表された場合、大会等を一時中断するとともに、参加者等に対して注意喚起を行う。

イ 発生時の対応

運営本部は、震度4以上の地震が発生した場合、大会を一時中断し被害状況の

把握と施設の安全確認を行う。被害が確認された場合には、大会等の中止を含めて対応を協議し態度を決定する。その間、参加者等に対して適切な情報提供に努める。

ウ 施設破損時の対応

運営本部は、地震により施設が破損した場合、又は、危険と判断される場合、施設管理者と協働して立入り制限など、必要な措置を行う。なお、建物が倒壊する疑いがあるなど直ちに避難が必要と判断される場合は、運営本部が指定する避難場所へ案内誘導する。

エ 火災発生時及び傷病者発生時の対応

運営本部は、地震により火災が発生した場合や傷病者が発生した場合は、「2－(3) 火災への対応」、「1－(1) 負傷者への対応」に沿って対応する。

※ いずれの場合も、参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

震度4以上の地震発生時又は緊急地震速報発令時のアナウンス（例）

ただいま地震が発生しました（緊急地震速報が発表されました）ので、大会を一時中断します。揺れに備えて防御姿勢をとってください。現在、係員が状況を確認していますので、指示があるまでそのままお待ちください。なお、出入口に殺到すると非常に危険ですので、係員の指示にしたがって落ち着いて行動してください。

大会等を中断し避難を行う場合のアナウンス（例）

先ほど発生した地震の震度は〇と推定されます。大会を一時中断し、ただいまから避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって避難を開始してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいよう、ご協力をお願いします。

施設の安全が確認され、避難せずに再開する場合のアナウンス（例）

先ほど発生した地震の震源地は〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模を示すマグニチュードは〇〇と推定されます。施設の安全が確認されましたので、これから再開します。

(3) 火災

ア 施設の消火器、消火栓の位置確認

運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、消火器や屋内消火栓の所在と使用方法を確認する。

イ 未然防止と通報体制の整備

運営本部は、火災の発生を認知した場合の対応について係員に周知し、万一の際には大声で周囲の人に注意を呼びかけ、非常ベル等により運営本部及び施設管理者に直ちに通報することを徹底する。

ウ 発生時の通報と安全確保

運営本部は、火災発生時の通報があった場合、消防機関と連絡を取り、大会を一

時中断する。また、参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

避難を行う場合のアナウンス（例）

施設内で火災が発生しています。大会を一時中断し、ただいまから避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって落ち着いて避難してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいますようご協力をお願いいたします。

エ 初期消火の対応

運営本部は、施設管理者と協力して、消火器、屋内消火栓等を使用して初期消火を行う。また、消防車等の緊急車両の入場動線を確保し、消防隊員が到着した場合は、消火活動を引き継ぐ。ただし、自身の安全を確保した上で消火活動に当たること。

オ 施設破損時の対応

運営本部は、火災により施設が破損した場合、又は危険と判断される場合、施設管理者と共同して立入り制限など、必要な措置を行う。

カ 傷病者発生時の対応

運営本部は、火災により負傷者が発生した場合「1－(1)負傷者への対応」に沿って対応する。

キ 再開の判断

運営本部は、被害の状況を確認し大会等の再開又は中止について決定する。

3 会場での対応

(1) 不審物等

ア 爆破予告等の電話やインターネットへの書き込みの対応

運営本部は、爆破予告や不審物を設置する等、大会を妨害するような情報を入手した場合には、運営本部でその内容について協議し所轄警察署に通報する。

イ 発見した場合の対応

大会役員や係員等は、会場で不審物や危険物を発見した場合、触らず・動かさず・近づかずに運営本部に連絡する。運営本部は、直ちに所轄警察署に通報し、処理を専門家に委ねる。運営本部は、施設管理者と共同して立入り制限など、必要な措置を行う。

ウ 負傷者発生時の対応

運営本部は、負傷者が発生した場合、「1－(1)負傷者への対応」に沿って対応する。

エ 大会の中断

運営本部は、大会等の会場に危険が及ぶと判断される場合、大会等を一時中断し、参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

オ 再開の判断

運営本部は、状況を確認し大会等の再開、順延又は中止について決定する。

大会等を中断し避難を行う場合のアナウンス（例）

ただいま施設内に不審物が持ち込まれている疑いが判明しました。万が一に備え、皆様の安全のため大会を一時中断し、ただいまより避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって落ち着いて避難を開始してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいますよう、ご協力をお願いします。

（２） 交通事故

ア 発生の未然防止

運営本部は、参加者等の交通輸送に際し、実施時間の前後など、会場地周辺が混雑すると想定される時間帯には、駐車場係など必要な人員を配置し、交通整備を行う。

イ 会場（敷地内を含む）における事故への対応

運営本部は、会場地において役員や参加者等大会関係者の交通事故等を認知した場合は、直ちに所轄警察署に通報を行うとともに、負傷者が発生した場合は「１－(1)負傷者への対応」に沿って対応する。

ウ 会場外における事故への対応

運営本部は、役員や参加者等大会等の関係者の交通事故の発生について外部から連絡を受けた場合、事故状況をなるべく正確に聞き取り、対応を協議する。

（３） 撮影

運営本部は、必要に応じて参加者等の立入りエリア制限や報道用撮影許可エリアを設定し係員、警備員等による会場内外の警戒を行う。以下の場合は、不審者（またはその疑い）と判断し、注意喚起・内容確認等を行う。

ア 撮影許可を取得せず報道用撮影許可エリアで撮影を行っている者

イ 一般観覧者から通報があった場合

ウ 演技等の妨げになる場合

注意喚起や、内容確認の依頼を行ったが従わない場合、または、撮影内容がふさわしくないと判断した場合は、現地警察署に通報を行い、協力を要請する。

（４） 一般観覧者等とのトラブル

運営本部は、一般観覧者同士、または地域住民とのトラブルが発生した場合、現場の様子を確認の上で臨機応変に対応し、必要に応じて所轄警察署に通報を行い協力を要請する。

（５） 禁止行為等

ア 会場内で持込禁止物を発見した場合

大会役員及び係員は、設定済みの「持込禁止物」を発見した場合、口頭により注意を行う。運営本部は、必要に応じて持込禁止物品を預かり、大会終了後に引き渡す。

イ 禁止行為を発見した場合

大会役員及び係員は、会場内において、「禁止行為」を行った者又は行う疑いのある者を発見した場合は、口頭により注意を行うとともに、運営本部に連絡する。運営本部は、注意に従わない者がいる場合やその行為が悪質又は重大な事態に発展すると判断される場合、必要に応じて所轄警察署に通報を行い、協力を要請する。

4 避難誘導への対応

(1) 避難経路の確認

運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、避難経路、非常口、避難場所の確認を行う。

(2) 避難誘導方法の周知と体制の整備

運営本部は、避難誘導方法について係員に周知し、以下の諸点に注意して参加者等を迅速かつ安全に誘導できる体制を整える。

- ア 避難経路図に基づいて、直近の非常口又は安全な非常口に誘導する。
- イ 非常口や階段に避難者が殺到すると危険なので、落ち着いて順序良く避難させる。
- ウ 誘導は大きな声で、焦らず冷静に、避難の方向及び非常口を明確に指示する。
- エ 火災で煙の発生している通路等を避難する際は、ハンカチ等を口にあて、煙を吸わないように低い姿勢で避難させる。
- オ 避難する際は、大きな荷物を持つての避難は行わせない。
- カ 避難には、エレベーターを使用させない。
- キ 避難の際は、消防活動等の妨げにならないようにさせる。
- ク 一旦、場外へ避難した者は、指示があるまで場内には入らせないようにする。
- ケ 係員は、各担当箇所での避難が完了したことを確認した上で避難する。その後、避難場所へ集まり、避難状況を報告し、指示を受ける。

(3) Jアラート発令時の対応

競技会への移動前は安全確認ができるまで自宅待機とする。また、移動中に発信があった場合は、下記のとおり速やかに避難行動をとるように事前に参加者に周知しておく。また、携帯電話・スマートフォンの緊急速報メールや防災行政無線屋外スピーカーを通じて伝達される情報をもとに行動すること。

競技会中においては、原則として活動を中断し、避難が必要である場合は、観客等を含め避難等の指示を行う。

ア 速やかな避難行動

- a 屋外にいる場合、近くに建物の中か地下に避難させる。
- b 建物がない場合、物陰や身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るように指示する。
- c 屋内にいる場合、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するように指示する。

イ 正確かつ迅速な情報収集

- a 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。
- b 参加者の安否を確認し、必要に応じて保護者への安否情報を伝達する。
- c 必要に応じて、生徒の保護者への引き渡しを行う。
- d Jアラートに関わる対応については、中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他がある場合には、千葉県高等学校体育連盟に報告をする。

弾道ミサイル落下時の行動については、内閣官房「国民保護ポータルサイト」(<http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction>)にて確認すること。

5 報道機関への対応

(1) 報道対応への体制づくり

運営本部は、必要に応じて高体連事務局と協議の上、報道提供資料を作成し報道機

関に対応する。なお、情報が錯綜しないよう、あらかじめ報道対応責任者を決め対応する。また、記者会見を行う場合には、高体連事務局を通じて県教育委員会と協議する。

(2) 個人情報の取扱い

運営本部は、個人情報の取り扱いについて、人命に関わる特段の情報提供のほか、「千葉県高等学校体育連盟主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」（P 30 参照）に準拠して取り扱う。

第3章 緊急事案発生後の対応

1 事故報告書の作成・事故後の対応

(1) 事故報告書

運営本部は、大会中における事故について、骨折等の大けがや救急搬送をした場合、専門部長の判断により、その詳細を「事故報告書」(様式2)にて提出する。ただし、生命の危険がある事故等、緊急を要する場合には直ちに高体連事務局に電話で報告するとともに、事故報告書を提出する。

(2) 負傷者等への対応

運営本部は、事故後も負傷者の立場に立った誠意ある対応をし、02生徒の事故の場合には学校を通じ保護者・家族への丁寧な説明を行う。また、事故に関係した生徒に対しても、状況により学校等の協力を得ながら心理的なケアを行う。

2 事故原因の究明及びマニュアルの評価改善

(1) 事故の原因究明

運営本部は、事故が発生した場合、その経緯(事実関係の整理)を正確につかみ、事故が発生した原因を究明すると共に、大会運営上の問題点が無かったか確認する。

(2) 危機管理マニュアル等の評価改善

運営本部は、大会等終了後、危機管理マニュアル及び専門部における運営マニュアル等の見直しを図り、適正な運営ができるように努める。

3 見舞金及び傷害・賠償責任保険

(1) 障害等見舞金

千葉県高体連は、大会期間中の生徒の運動競技中及び補助役員業務中に負傷し、又は傷害を被り、若しくは死亡した場合に、学校長を通じて申請のあった当該生徒の保護者及びその家族に対して障害等見舞金規程(P23参照)に基づき見舞金を給付する。

(2) 役員対応保険・賠償責任保険

千葉県高体連は、引率業務以外の大会役員の業務中の事故及び大会運営において第三者に対して法律上の賠償責任を負う際には、千葉県高体連加入の任意保険で対応する。

緊急対応報告書

報告時間：令和 年 月 日（ ） 時 分

[illegible]

※高体連事務局へ、FAXまたはメールで送信すること。

※中止が決定したらすみやかに連絡すること。備考欄に順延の有無、順延の場合には日程を記載すること。

※中断・再開の場合には、1枚にまとめて連絡すること

事 故 報 告 書

報告時間：令和 年 月 日 () 時 分

大会名				
発生日時	月 日 () : 頃			
発生場所				
報告者	氏名	携帯		
	役職 : 専門委員長・監督・引率教諭・その他 ()			
事故者	学 校 名	高等学校	学年	
	ふりがな 氏 名	年齢 () 歳		
	区 分 (○で囲む)	①選手 ②監督 ③コーチ ④審判・役員 ⑤補助員 ⑥選手等の応援者(保護者含) ⑦一般観客 ⑧その他 ()		
発生状況				
発生後の 処置及び 症状	※医療機関を受診した場合には医療機関名を記入			
送信先	千葉県高体連事務局 TEL: 043-252-1691 FAX: 043-252-1842 e-mail: hs-af12@jeans.ocn.ne.jp			

※高体連事務局へ、FAXまたはメールで送信すること。ただし、生命の危険を伴う緊急の場合には直ちに電話で報告すること。

【緊急発生時の報告用紙】 多数の場合 添付用紙

No.	氏 名	性 別	年 齢	区分※	住 所	所 属	連 絡 先
1		男・女	歳				
2		男・女	歳				
3		男・女	歳				
4		男・女	歳				
5		男・女	歳				
6		男・女	歳				
7		男・女	歳				
8		男・女	歳				
9		男・女	歳				
10		男・女	歳				

※(区分) ①選手 ②監督 ③コーチ ④審判・役員 ⑤補助員 ⑥選手等の応援者（保護者含） ⑦一般観客 ⑧その他

熱中症予防体調チェックシート

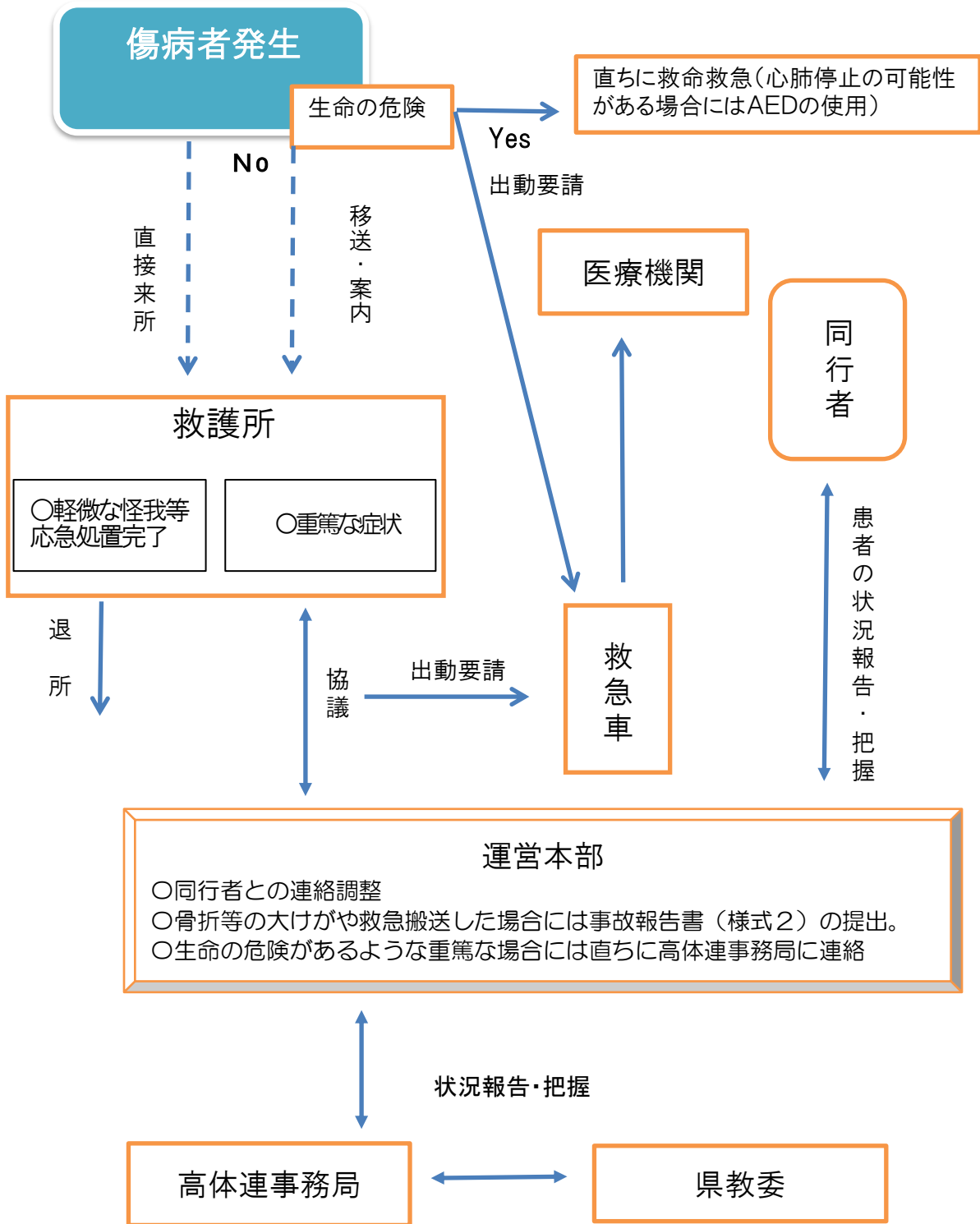
千葉県高等学校体育連盟

[illegible]

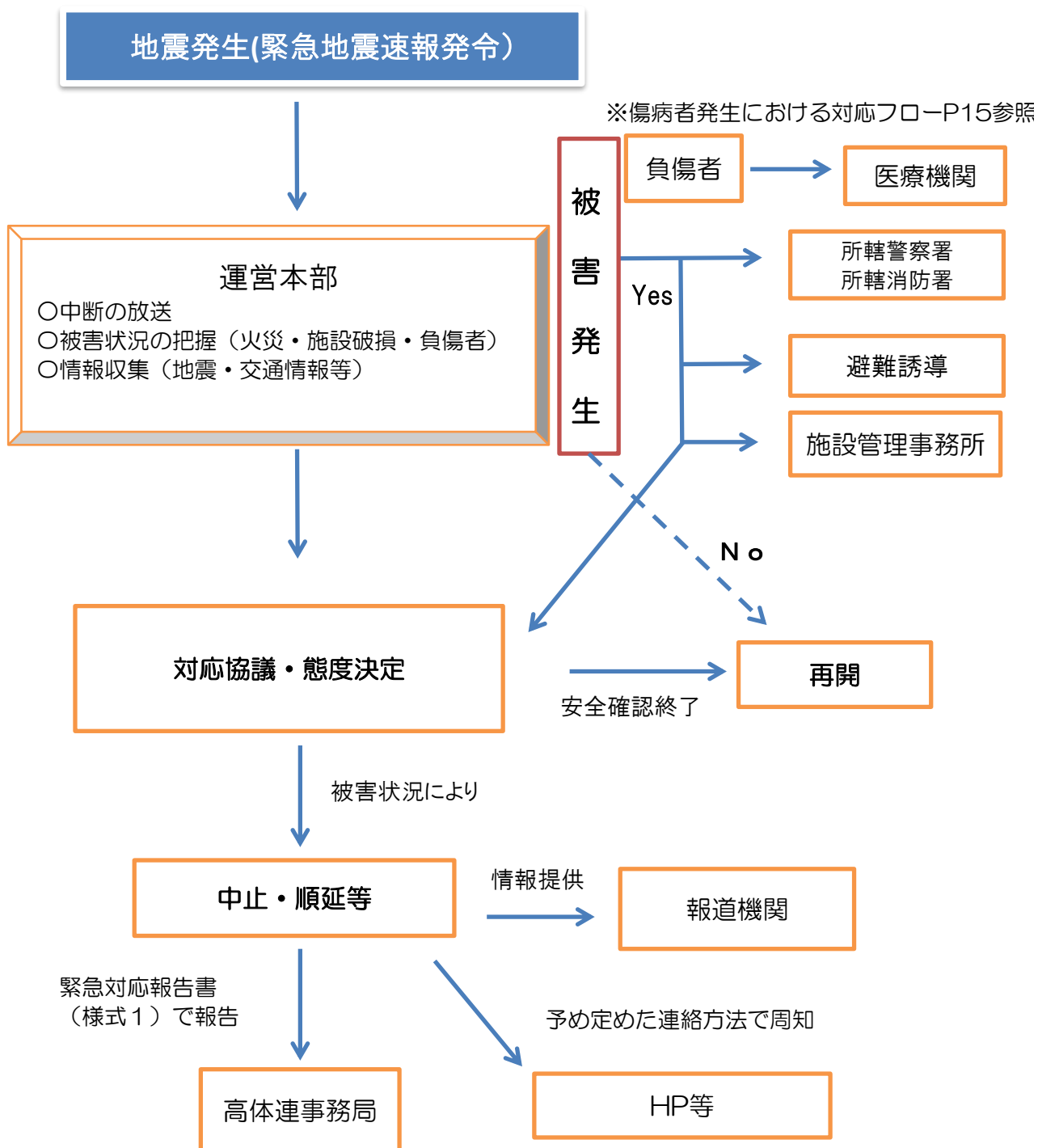
○事前の予報等により大会当日熱中症警戒アラートが発令される見通しとなる場合、参加校は当資料を用いて健康確認と水分摂取記録を行い、大会終了後に提出する。

事象別対応のフローチャート

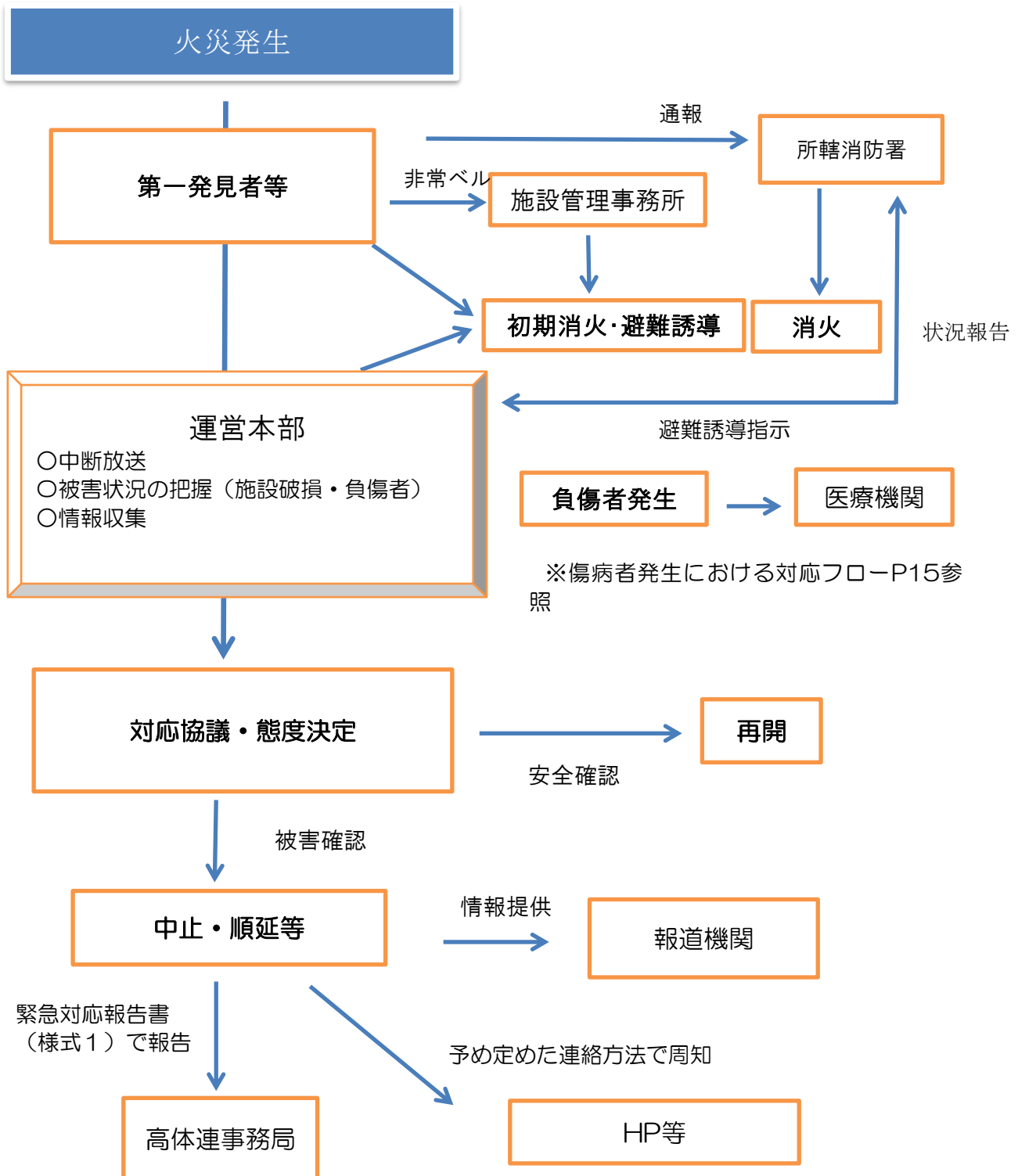
傷病者発生における対応フロー



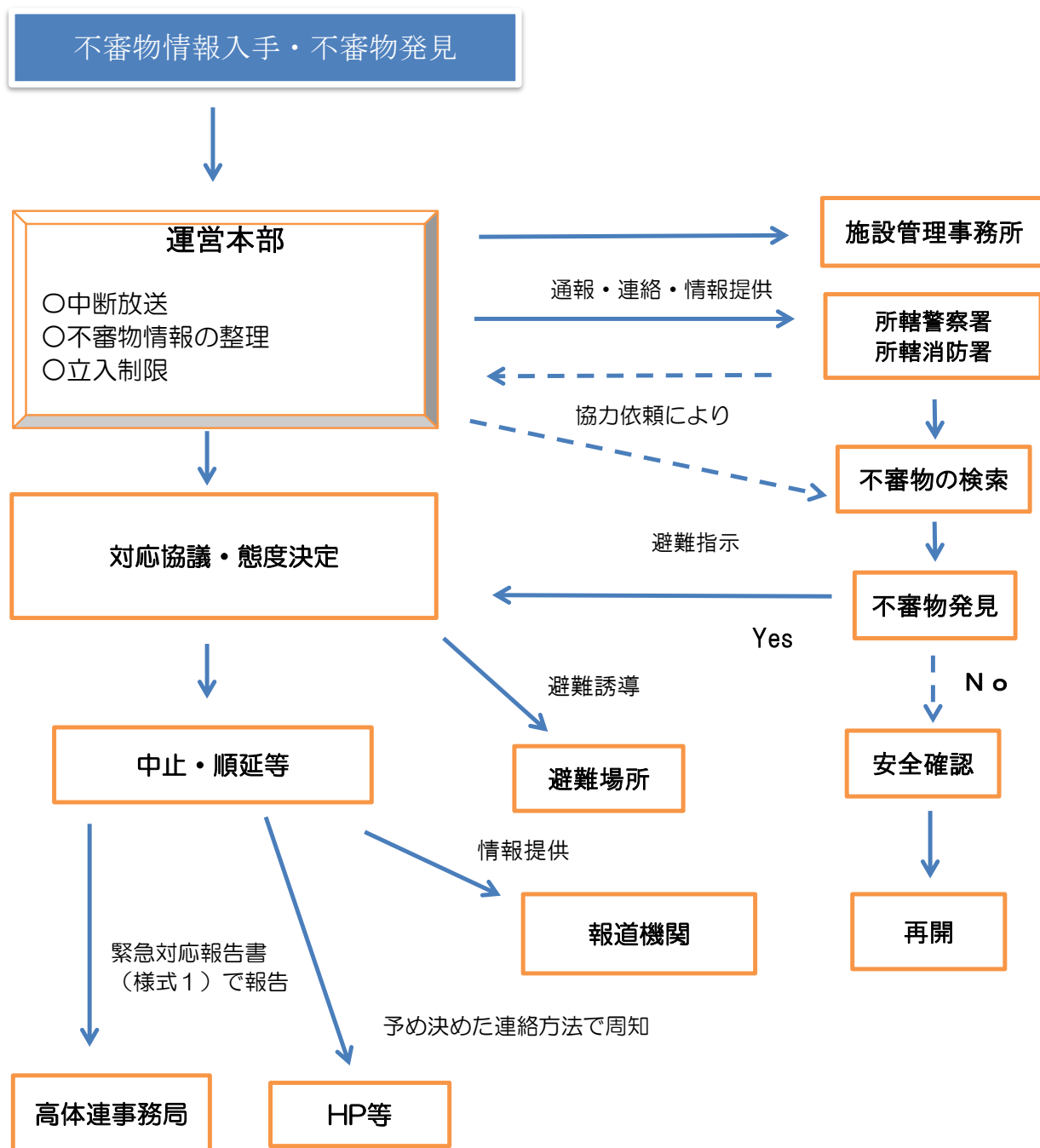
地震(震度4以上)における対応フロー



火災における対応フロー



不審物等における対応フロー



大会会場等における持込禁止物品・禁止事項（参考）

<持込禁止物品>

- (1) 鉄砲、準空気銃及び模造拳銃
- (2) 刀剣類、模造刀剣類、包丁、ナイフ類、農具類、カッターナイフ、カミソリ、ハサミ、針その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害な物質
- (4) 爆発物、火薬、照明弾、発煙筒（車載用発煙筒を除く）、爆竹、花火、油類その他の可燃性の危険物
- (5) 石、弓矢、吹矢、材木、鉄パイプ、工具類、チェーン、スタンガンその他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) ラジコン、無人航空機（いわゆるドローン等）
- (7) ボール類、ブーメランその他投てきにより運営を妨げ、又は他人に危害を加えるおそれのある物
- (8) 大会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、風船、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図画その他の印刷物
- (9) 酒類
- (10) 塗料類
- (11) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート及びローラー付きシューズその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (12) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン及び小型ラジオを除く。）
- (13) 動物類（身体障がい者補助犬を除く。）
- (14) 投光器、レーザーポインター等、競技者の視覚を奪いプレーに支障を与える物
- (15) その他、迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

<禁止行為>

- (1) 立ち入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 文書、図画その他の印刷物を頒布し、又は掲示すること。
- (3) 通行の妨げとなる行為又は示威行動若しくはけん騒な行為をすること。
- (4) 宣伝、勧誘、署名、演説、集会、布教、売店の設置その他営業行動等を行うこと。
- (5) テント、小屋その他工作物を設置すること。
- (6) 焚き火、電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (7) 施設、設備、機器等を汚損若しくは破損させ、又はみだりに操作すること。
- (8) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (9) 大会運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある大音響を発すること。
- (10) 所定の場所以外において喫煙し、又はごみその他汚物を廃棄すること。
- (11) アルコール若しくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとするすること。
- (12) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要すること。
- (13) 所定の場所以外へ自転車若しくは二輪車等の車両を乗り入れ、又は駐輪すること。
- (14) その他大会等における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

千葉県高等学校体育連盟傷害等見舞金規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、千葉県高等学校体育連盟（以下「高体連」という）に係る対外運動競技等における生徒及び役員の負傷・障害又は死亡に対する傷害等見舞金（以下「見舞金」という）に関することを定める。

(事務局)

第 2 条 この見舞金を取り扱う事務局は、高体連事務局内におく。

(目 的)

第 3 条 この制度は、生徒が対外運動競技等の運動競技中及び補助役員業務中に負傷し、又は障害を被り、若しくは死亡した場合に、当該生徒の保護者及びその家族に対して見舞金を給付すること、また、役員の役員業務中の事故を対象とした保険加入掛け金を拠出することを目的とする。

(定 義)

第 4 条 この規程において用いられる用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) 対外運動競技等

① 対外運動競技

- ア 関東高等学校体育大会千葉県予選会
- イ 千葉県高等学校総合体育大会
- ウ 千葉県高等学校新人体育大会
- エ 上記ア～ウの地区予選会
- オ 千葉県高等学校定時制通信制（春季・秋季）体育大会
- カ 関東高等学校体育大会
- キ 全国高等学校総合体育大会
- ク 全国高等学校定時制通信制体育大会

② 講習会・研修会等

- ア 安全技術講習会（主催事業又は県教育委員会委託事業）
- イ 部活動外生徒参加の行事
- ウ 主催及び委託を受けた競技力向上事業及び各種講習会
- エ 各種会議

(2) 運動競技中、補助役員業務中及び役員業務中

対外運動競技等の期間内において、競技会場及び指定された練習会場等における競技中、練習中、補助役員業務中及び役員業務中をいう。（役員の保険適用範囲は会場までの往復を含む）

(3) 生徒

高体連加盟校の生徒で、以下に該当する者をいう。

- ① 校長が第 1 号に定める対外運動競技等に参加を認めた者
- ② 対外運動競技等の運営のために専門部長が必要と認め、運営業務を補助する者

(4) 役員

対外運動競技等の運営のために高体連会長又は専門部長が必要と認め、文書等により正式に依頼を受けて審判業務や運営業務にあたる者をいう。【加盟校の職員以外の者を含む】

(見舞金の種別等)

第 5 条 見舞金の種別、要件及び給付額は以下のとおりとする。

種 別	要 件	給付額（生徒）	給付額（役員）
負傷見舞金	入院加療を必要とする負傷。	入院 1 日当たり 3,000 円とする。 ただし、上限を 60 日間とする。	保険による対応
障害見舞金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に関する省令別表に規定する第 14 級以上の障害。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に関する省令別表に規定する各等級に応ずる金額のおよそ 5 分の 1 程度とする。 ただし、上限を 3,000,000 円とする。	
死亡見舞金		3,000,000 円とする。	

- 資料 3 2 負傷の程度が軽い場合（入院の必要のない骨折等）は、10,000円を給付する。
- 3 生徒が、第4条に定める以外の運動部活動中（学校管理下）に死亡し又は重篤な負傷・障害等※に陥ったときは、弔慰金又は特別見舞金として上表の3分の1の金額を保護者に送るものとする。
- ※重篤な負傷・障害等とは入院期間が1ヶ月を越えるものをいう。
- 4 見舞金・弔慰金・特別見舞金の給付は、積立金総額の範囲内とする。

（請求手続）

- 第 6 条 見舞金・弔慰金・特別見舞金を請求するときは、以下の書類を加盟高等学校又は専門部が揃え、高体連会長宛に提出するものとする。
- (1) 傷害等見舞金請求書 (別記 第1-1号様式) 運動競技中・運動部活動中（学校管理下）の生徒
(別記 第1-2号様式) 役員業務中の生徒
(別記 第1-3号様式) 役員業務中の役員
- (2) 傷害等証明書 (別記 第2-1号様式) 運動競技中の生徒
(別記 第2-2号様式) 役員業務中の生徒
(別記 第2-3号様式) 役員業務中の役員
(別記 第2-4号様式) 運動部活動中（学校管理下）の生徒
- (3) 医師の診断書の写し (2週間以上入院した際、又死亡の場合は死亡診断書の写し)

（審査会）

- 第 7 条 見舞金給付の可否及び給付額を決定するため、審査会をおく。
- 2 審査会の構成は以下のとおりとする。
- (1) 審査委員長 1名
- (2) 審査委員 若干名（医師を含む）
- 3 審査委員長・委員は高体連会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 審査委員長は委員の互選とし、審査会を代表し会務を総括する。
- 5 審査会は原則として9月と2月に開催する。
- 6 前項の規定にかかわらず、見舞金の給付に急迫の事情があると高体連会長が認めるときは、審査会の開催を待たずに給付することが出来る。この場合、高体連会長は事後に審査会に報告するものとする。
- 7 審査会の運営に必要な事項は、高体連会長が別に定める。

（経 費）

- 第 8 条 この見舞金の経費は、以下をもって充てる。
- (1) 部・同好会等負担金
- (2) 前年度繰越金（積立金）
- (3) その他の収入
- 2 前項(1)の負担金に関する詳細は、申し合わせ事項として別に定める。

（会 計）

- 第 9 条 この見舞金の会計は、特別会計とする。
- 第 10 条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第 11 条 この見舞金の会計は、高体連監事の監査を受け、代議員会にはかるものとする。

（規程の改正）

- 第 12 条 この規程の改正は、理事会の賛同を得て代議員会にはかるものとする。

附 則

この規程に定めるもののほか必要な事項は、高体連会長が別に定める。

この規程は、昭和54年3月16日制定、昭和54年4月1日より施行する。

昭和58年3月15日	一部改訂	昭和62年3月13日	一部改訂
平成2年3月16日	一部改訂	平成3年3月12日	一部改訂
平成13年4月1日	一部改訂	平成16年3月17日	一部改訂
平成19年3月14日	一部改訂	平成25年3月13日	一部改訂

印

令和 年 月 日

千葉県高等学校体育連盟会長 様

専 門 部 名

部 長 名

印

千葉県高等学校体育連盟傷害等見舞金請求書

下記の者の傷害等について別添証明書のとおりでありますので、支払を請求いたします。

傷 害 者	高 等 学 校						
	氏名		男 女	学 年	年	所 属	
	生年 月日	平成 年 月 日生	歳	保護者氏名			
傷 害 名 (部 位 等)							
入 院 日 数	日 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)						
通 院 日 数	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで						

- 添付種類
- 1 傷害等証明書(第2-2号様式)
 - 2 独立行政法人 日本スポーツ振興センターへ提出した書類の写し
(長期入院等については、医師の診断書の写し)

專門部名

部長名

印

千 葉 県 高 等 学 校 体 育 連 盟 傷 害 等 見 舞 金 請 求 書

傷 害 者	氏名		歳	男 女	勤務先	
	住所	〒			連絡先	TEL FAX
傷 害 名 (部 位 等)						
入 院 日 数	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）					
通 院 日 数	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで					

- 添付種類 1 傷害等証明書(第2-3号様式)
2 医師の診断書の写し(傷害及び入院日数等のわかる書類の写し)

傷 害 等 証 明 書

学 校 名					所在地	〒 電話					
ふ り が な 氏 名				学年	性別	住所	〒 電話				
運動競技等 大 会 名					引 率 責任者						
発 生 の 状 況	日 時	令和 年 月 日 午 前後 時 分					天候				
	場 所				コ ン デ ィ シ ョ ン						
	状 況 説 明										
	処 置										
その他参考 となる事項											
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日 大会責任者 印											

傷 害 等 証 明 書

学 校 名					所在地	〒 電話		
ふ り が な 氏 名				学年	性別	保 護 者	〒 電話	
従 事 し た 大 会 名					引 率 責 任 者			
発 生 の 状 況	日 時	令和 年 月 日 午 前 後 時 分					天 候	
	場 所				コ ン デ ィ シ ョ ン			
	状 況 説 明							
	処 置							
その他参考 となる事項								
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日 大会責任者 印								

傷 害 等 証 明 書

ふりがな 氏 名				年齢	性別	
勤 務 先			連絡先住所	〒 電話 ()		
従事した大会名						
発生の状況	日 時	令和 年 月 日 午 前後 時 分			天候	
	場 所		コ ン デ ィ シ ョ ン			
	状 況 説 明					
	処 置					
その他参考となる事項						
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日 大会責任者 印						

傷害等証明書

学 校 名				所在地	〒 電話 ()				
ふ り が な 氏 名		学年		性別	保護者				
所 属 運動部名					顧問名				
発 生 の 状 況	日 時	令和	年	月	日	午 前 後	時 分	天候	
	場 所				コ ン デ ィ シ ョ ン				
	状 況 説 明								
	処 置								
その他参考 となる事項									
上記のとおりであることを証明します。 令和 年 月 日 報告責任者 印									

千葉県高体連加入任意保険（令和7年度）

1 団体総合補償制度保険

- (1) 被保険者 千葉県高等学校体育連盟
- (2) 対象事業 千葉県高体連が主催する大会・スポーツ大会、諸会議及び講習会・研修会（※全国総体・関東大会役員業務含む）
- (3) 被補償者 引率業務以外の役員
- (4) 補償内容
 - ①災害死亡補償 5, 0 0 0, 0 0 0 円
 - ②後遺障害（最高） 5, 0 0 0, 0 0 0 円
 - ③療養補償 入院日額 5, 0 0 0 円
手術 手術の種類により入院日額の
1 0 倍、2 0 倍、4 0 倍
通院日額 3, 0 0 0 円
- (5) 契約期間 単年度更新（2025 年 4 月 6 日から 2026 年 4 月 5 日）
- (6) 保険料 1, 1 2 1, 3 5 0 円
- (7) 掛け金拠出 傷害等見舞金から拠出

2 賠償責任保険

- (1) 被保険者 千葉県高等学校体育連盟
- (2) 対象事業 千葉県高体連が主催する大会・スポーツ大会
- (3) 被補償者 参加生徒及び役員
- (4) 補償内容
 - ①対人賠償 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円（1 事故 3 億円）
 - ②対物賠償 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円
 - ③管理財物 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円（免責 3 万円）
- (5) 契約期間 単年度更新（2024 年 4 月 7 日から 2025 年 4 月 7 日まで）
- (6) 保険料 2 9 1, 0 4 0 円
- (7) 掛け金拠出 一般会計運営費から拠出

千葉県高等学校体育連盟主催大会における
個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて

千葉県高等学校体育連盟

千葉県高等学校体育連盟は、大会参加申込書を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 各種目専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、本連盟が作成するホームページ等で公開され、また年報等に掲載されることがあります。
- (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降のプログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) このほか、千葉県高等学校体育連盟の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。

4 各種目専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして対応します。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問は、千葉県高等学校体育連盟事務局までご連絡ください。

連絡先・問合せ

千葉県高等学校体育連盟

TEL 043-252-1691

FAX 043-252-1842